

令和5年 第3回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和5年3月28日（火） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

	頁
議案第4号 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について (教育総務課)・・・	1
議案第5号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について (教育総務課)・・・	2
議案第6号 金沢市教育委員会公印規則の一部改正について (教育総務課)・・・	3
議案第7号 金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則制定について (教育総務課)・・・	4
議案第8号 金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則 及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について (教育総務課)・・・	5
議案第9号 金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則制定について (学校職員課)・・・	6
報告第6号 朝霧台小学校の開校について (教育総務課)・・・	7
報告第7号 長町中学校の開校について (教育総務課)・・・	10

報告第 8 号	子どもを育む行動計画 2023 の策定について	(教育総務課)・・・13
報告第 9 号	中学校部活動の地域移行に関する抽出調査結果の概要について	(学校指導課)・・・15
報告第 10 号	令和 4 年度児童生徒の体力・運動能力調査の概要について	(学校指導課)・・・20
報告第 11 号	新型コロナウイルス感染症に関する金沢市立学校の入学式における対応について	(学校指導課)・・・24
報告第 12 号	金沢市立学校における新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について	(学校指導課)・・・26
報告第 13 号	家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための 8 つのすすめ」ハンドブックについて	(生涯学習課)・・・28
報告第 14 号	出張図書館モデル事業の廃止及び自動車文庫事業の拡充等について	(図書館総務課)・・・30

その他

- (1) 金沢市立工業高等学校の卒業生進路状況及び活動状況等（令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月）について
- (2) 次回の定例会議の日程について

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会公印規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則制定について
【別紙資料参照】

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則
及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則制定について
【別紙資料参照】

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

朝霧台小学校の開校について

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

朝霧台小学校の開校について

1 内 容

田上校下における児童数の増加に対応するとともに児童の教育環境の充実に資するため、令和5年4月に朝霧台小学校を開校する。

2 校舎等概要

- (1) 設置場所 金沢市田上本町4丁目28番地
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造）
- (3) 延床面積 約9,500㎡
- (4) 特 徴

① 想像力を育む活力ある学習環境の創出

- ・ 多様な学習形態に対応可能なオープンスペースを2階と3階に整備

② 安全・安心な教育環境の整備と防災機能強化

- ・ 普通教室を2階以上に配置するとともに施設内に備蓄倉庫を設け、各階に多目的トイレを整備

③ 木のぬくもりや自然を感じ、地域への愛情や誇りを育む学校づくり

- ・ 教室間の間仕切りや廊下など校舎に木材を多用し、普通教室をグラウンド向きに配置して美しい眺望景観と明るい教室空間を確保

3 開 校 式

- (1) 日 時 令和5年4月5日（水）午前10時から
- (2) 場 所 朝霧台小学校体育館
- (3) 主 催 金沢市・金沢市教育委員会

外観・内観



校舎正面



玄関ホール



普通教室



オープンスペース

長町中学校の開校について

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

長町中学校の開校について

1 内 容

中央地区における中学校の規模適正化を図るとともに、中央小学校の進学先が分散する校区重複型の通学区域を解消し、生徒の教育環境の充実に資するため、令和5年4月に長町中学校を開校する。

2 校舎等概要

(1) 設置場所 金沢市長町1丁目10番35号

(2) 構 造 鉄筋コンクリート造4階建

(3) 延床面積 約10,800㎡

(4) 改修内容

① 中学校仕様への改修

- ・ 外壁や屋上などの外部改修や床や壁などの内部改修のほか、武道場や部室等を整備するとともに、実験台や手洗い等の高さを変更

② 学習環境の充実

- ・ 内装の木質化を図るとともに、照明のLED化やトイレの洋式化等を実施

③ バリアフリー機能の充実

- ・ 新たにエレベーターを設置するとともに、各階にバリアフリースイレを整備

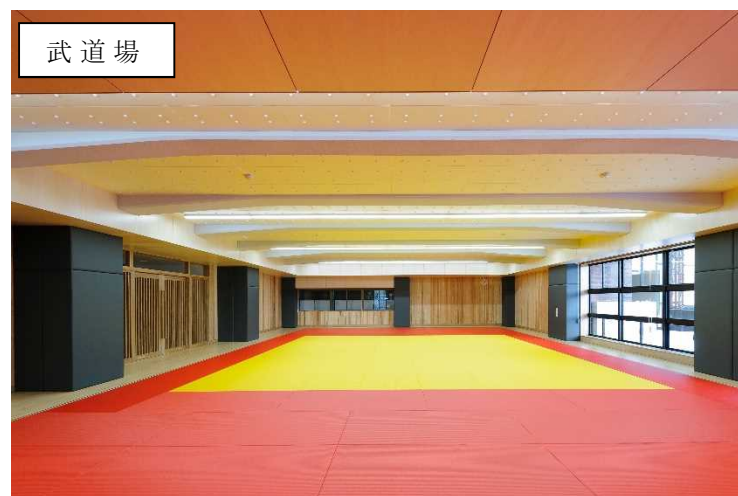
3 長町中学校開校式

(1) 日 時 令和5年4月6日(木) 午前10時から

(2) 場 所 長町中学校体育館

(3) 主 催 金沢市・金沢市教育委員会

内観



子どもを育む行動計画 2023 の策定について

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢子どもを育む行動計画 2023 の策定について

1 経緯

- ・昨年7月より、推進委員会やワーキングでの検討を踏まえ、12月に新たな行動計画の骨子を取りまとめ、パブリックコメントを実施（実施期間：令和4年12月20日～令和5年1月18日）
- ・寄せられた意見や新年度の予算編成状況等を踏まえ、最終案を推進委員会において審議し、了承（2月28日）

2 新行動計画について

（1）基本方針

- ①全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供
- ②誰一人取り残すことなく健やかな成長を支援し、多様なウェルビーイングの実現

（2）改定の主な視点

- ①社会のデジタル化の進展、GIGAスクール構想の着実な推進
- ②こども基本法の制定
- ③持続可能な社会（SDGs）の実現
- ④働き方改革の推進

（3）計画期間

2023年度～2027年度 5年間

（4）周知・啓発

- ・家庭向けハンドブックやパンフレットの作成
- ・金沢かがやき発信講座等を活用した講座の開催
- ・市ホームページ等への掲載、SNSの活用 など

中学校部活動の地域移行に関する抽出調査結果の概要について

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

中学校部活動の地域移行に関する抽出調査結果の概要について

1 調査目的

中学校部活動の地域移行に向けた児童生徒や保護者のニーズや、教員の意向等を調査するにあたり、設問項目や回答選択肢等の確認と今後検討すべき課題について方向性を把握する。

2 実施時期

令和5年2月6日～13日（児童生徒、保護者、中学校教員）、2月6日～15日（管理職）

3 調査対象及び調査内容等

(1) 調査対象

金沢市立学校から校区一体型の学校を抽出（中学校5校、小学校14校）

(2) 調査内容等

①ニーズ及び意向等に関する調査

- ・児童生徒……3,711名（小学校5・6年生1,936名、設問数15）（中学校1・2年生1,775名、設問数16）
- ・保護者………2,647名（小学校5・6年生1,387名、設問数11）（中学校1・2年生1,260名、設問数12）
- ・中学校教員… 150名（主幹教諭・教諭・臨時的任用講師、設問数8）

②設問項目や回答選択肢等に関する調査

- ・管理職……… 19名（調査対象校の校長または教頭、設問数14）

4 設問項目や回答選択肢等の課題

(1) 設問項目について

- ・地域のスポーツクラブ等への参加に関する設問について、教員の説明だけでは回答に困る児童がいた（児童生徒用）

(2) 回答リストの選択について

- ・活動に参加するメリットやデメリットに関する設問について、統一できる選択肢の言葉がある（児童生徒用・保護者用）

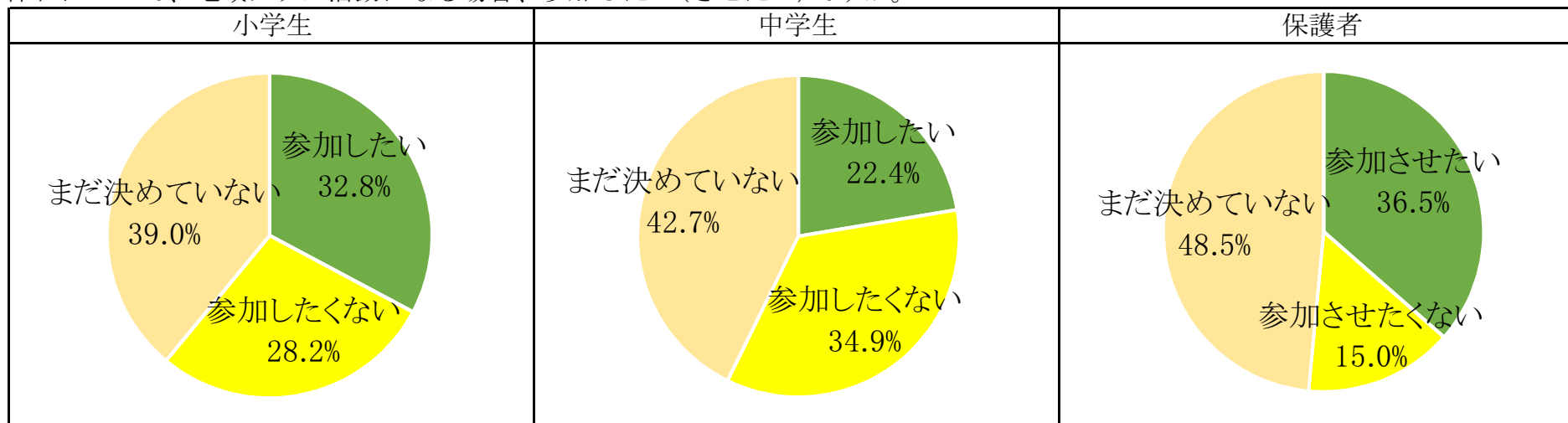
(3) その他について

- ・部活動をしていない小学生には、部活動と地域クラブ活動の違いが分かりにくい（児童生徒用・保護者用）

【参考資料】

1. 児童生徒用、保護者用アンケートの結果より

○休日について、地域クラブ活動になる場合、参加したい(させたい)ですか。



○参加したい(させたい)活動は何ですか。 ※複数回答可・順不同

運動系 [活動数 4 2]		
軟式野球	ゴルフ	社交ダンス
硬式野球	アーチェリー	リズムダンス
ソフトボール	水球	K-POPダンス
陸上競技	水泳	バトントワリング
自転車競技	柔道	バレエ
卓球	剣道	スケートボード
ソフトテニス	相撲	体操
硬式テニス	弓道	新体操
バレーボール	空手	トランポリン
バドミントン	合気道	スキー
サッカー	少林寺拳法	スノーボード
フットサル	キックボクシング	スケート
ハンドボール	チアダンス	
バスケットボール	チアリーディング	
ラグビー	ヒップホップダンス	

文化系 [活動数 2 9]	
吹奏楽	科学
ピアノ	家庭・クッキング
フルート	文芸・手芸
バイオリン	書道・習字
ギター	茶道
ドラム	華道
サクソ	英会話
マーチングキーボード	英語
ジャズバンド	囲碁
ジャズオーケストラ	将棋
合唱	芸能
放送	ロボット
演劇	プログラミング
美術・工作	I T系
数学	

○その活動を選んだ理由は何ですか。 ※複数回答可・多かった回答3つ

小学生	
1	部活動と同じ活動をしたい
2	その活動に興味がある
3	体力や技術を身に付けたい

中学生	
1	部活動と同じ活動をしたい
2	その活動に興味がある
3	体力や技術を身に付けたい

保護者	
1	部活動と同じ活動をさせたい
2	その活動に興味がある
3	体力や技術を身に付けさせたい

○参加したくない(させたくない)理由は何ですか。 ※複数回答可・多かった回答3つ

小学生	
1	他にやりたいことがある
2	休日までしたくない
3	自分に合った活動を選べるか不安

中学生	
1	他にやりたいことがある
2	休日までしたくない
3	自分に合った活動を選べるか不安

保護者	
1	他にやらせたいことがある
2	子どもの送迎が大変である
3	休日までさせたくない

○休日の地域クラブ活動について、気になることは何ですか。 ※複数回答可・多かった回答3つ

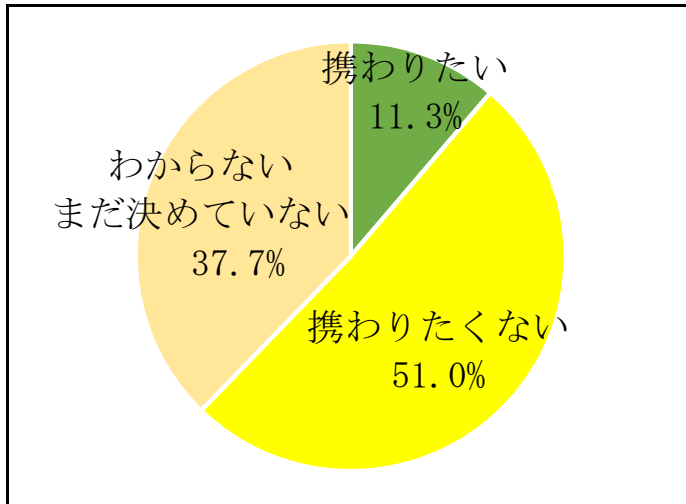
小学生	
1	活動時間
2	選択できる活動の種類
3	活動場所

中学生	
1	活動時間
2	活動場所
3	活動メンバー

保護者	
1	活動場所
2	参加費用
3	活動時間

2. 中学校教員用アンケートの結果より

○休日について、地域クラブ活動になる場合、兼職兼業の手続きをして、指導者として携わりたいですか。



○携わりたい理由は何ですか。 ※複数回答可・多かった回答3つ

1	自身の経験を生かしたいから
2	チームワークや協力する喜びを味わわせたいから
3	その活動に興味があるから

○携わりたくない理由は何ですか。 ※複数回答可・多かった回答3つ

1	自分や家族との時間を確保したいから
2	精神的負担が大きいから
3	専門的指導力に不安があるから

○気になることは何ですか。 ※複数回答可・多かった回答3つ

1	平日の部活動とうまく連携できるのか
2	教師は大会やコンクール等にどのように関わっていくのか
3	休日の部活動の地域移行がどのように進んでいくのか

令和4年度児童生徒の体力・運動能力調査の概要について

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和4年度 児童生徒の体力・運動能力調査結果の概要について

1 調査対象 小学校4・5・6年生、中学校全学年、高等学校全学年

2 調査内容（実技に関する調査）

(1)握力 (2)上体起こし (3)長座体前屈 (4)反復横とび (5)持久走または20mシャトルラン (6)50m走 (7)立ち幅とび
(8)ボール投げ（小はソフトボール、中・高はハンドボールを使用）

※小学校は、持久走がなく、20mシャトルランを実施

※中・高等学校は、20mシャトルランを選択して実施

3 調査結果の概要

(1) 県・市における体力合計点の推移（別紙1参照）

・令和4年度は、概ね県と同程度である。

・令和4年度は、令和元年度（コロナ禍以前）と比較すると、小学校は同程度であり、中学校は下回っている。

(2)各項目における県・市の状況（別紙2参照）

①小学校

・○「長座体前屈」は、全ての学年男子と4、6年女子で県平均を上回っている。

・○「反復横跳び」は、5年男子と5、6年女子で県平均を上回っている。

・▲「握力」は、全ての学年男子と4年女子で県平均を下回っている。

・▲「ボール投げ」は、4、5年男女で県平均を下回っている。

②中学校

・▲「握力」は、全ての学年男子と1年女子で県平均を下回っている。

・▲「ボール投げ」は、2、3年男子と1年女子で県平均を下回っている。

・▲「反復横跳び」は、1、2年男子と全ての学年女子で県平均を下回っている。

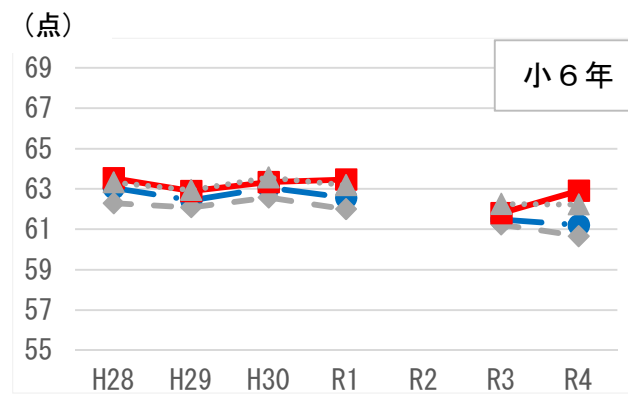
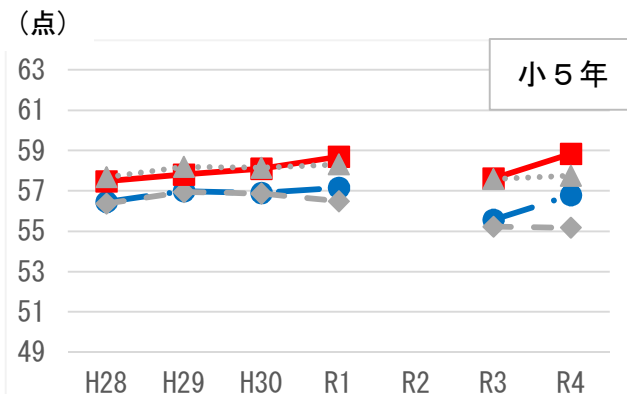
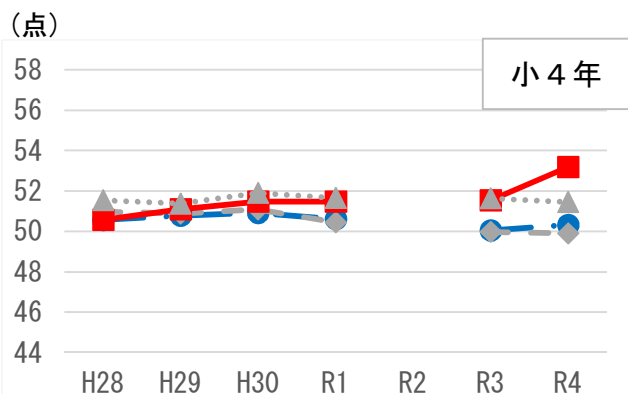
・▲「50m走」は、2年男子と1、2年女子で県平均を下回っている。

県・市における体力合計点の推移

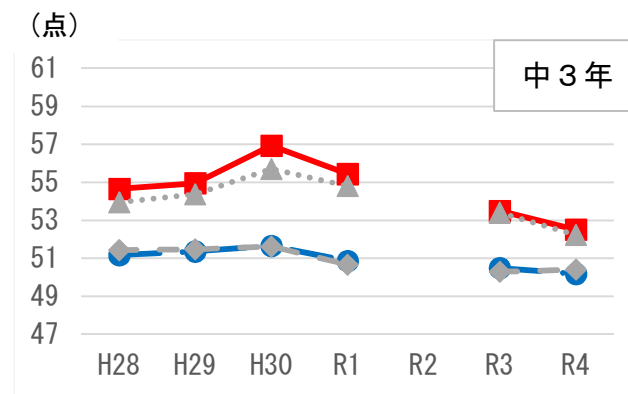
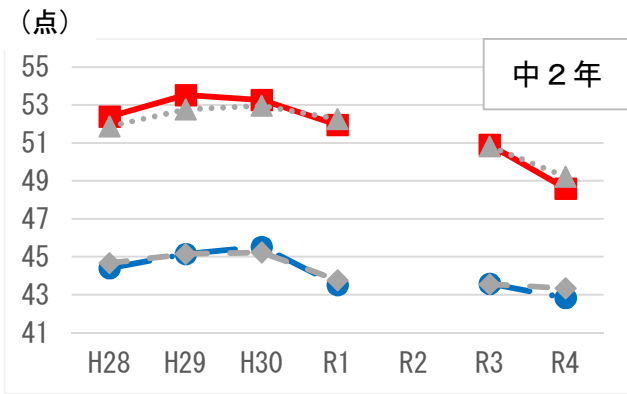
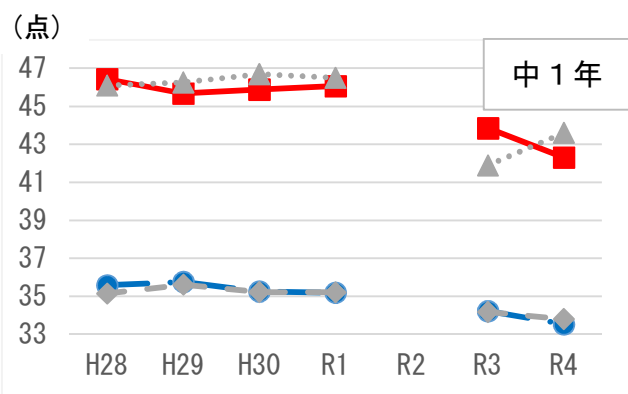
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止

● 市（男）
 ◆ 県（男）
 ■ 市（女）
 ▲ 県（女）

【小学校】



【中学校】



各項目における県・市の状況

※平均値の検定による比較（有意水準5%）

※金沢市立中学校においては、持久走ではなく20mシャトルランを選択実施

【○…県平均を上回る 無記入…有意差なし ▲…県平均を下回る】

【小学校】

〈令和4年度〉

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ
小4男	▲		○					▲
小5男	▲		○	○				▲
小6男	▲		○					
小4女	▲		○					▲
小5女				○				▲
小6女		○	○	○			○	

【中学校】

〈令和4年度〉

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ハンドボール投げ
中1男	▲			▲				
中2男	▲		○	▲		▲		▲
中3男	▲							▲
中1女	▲	▲		▲		▲		▲
中2女		▲		▲		▲		
中3女			○	▲			○	

新型コロナウイルス感染症に関する金沢市立学校の入学式における対応について

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

新型コロナウイルス感染症に関する金沢市立学校の入学式における対応について

令和5年3月17日付文部科学省通知に基づき、石川県教育委員会から新型コロナウイルス感染症に関する入学式における対応について考え方が示されたため、本市教育委員会としての基本的な考え方を次のとおりとした。

1 感染症対策

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある者は出席を見送るものとする。
- ・手洗いや咳エチケットを行うよう児童生徒に指導する。
- ・式典会場の入り口に、アルコール消毒液を設置する。
- ・こまめに換気を行う。
- ・可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保する。
- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱時には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保する。

2 マスク着用についての考え方

- ・児童生徒、教職員、保護者等、来賓にはマスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・様々な事情により、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにする。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導する。
- ・登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合はマスクを着用することが推奨される。

3 参加人数や式典時間についての考え方

- ・来賓や保護者等について、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保したうえで、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。
- ・感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮は必要ない。

金沢市立学校における新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立学校における新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について

児童生徒の発生状況（令和４年度）

	児童・生徒数										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
小学校 (学校名を公表したもの)	8人	2人	21人	84人	0人	29人	/	/	/	/	/
中学校 (学校名を公表したもの)	0人	1人	0人	8人	0人	0人					
市立工業高校	0人	0人	0人	5人	0人	0人					
学校名公表せず (9/26以降の未発表分を含む)	598人	832人	335人	1599人	1867人	1109人	963人	1583人	1790人	1102人	340人
計	606人	835人	356人	1696人	1867人	1138人	963人	1583人	1790人	1102人	340人

(参考) 令和３年度の状況

	前年同月 2月
小学校 (学校名を公表したもの)	183人
中学校 (学校名を公表したもの)	39人
市立工業高校	3人
学校名公表せず	700人
計	925人

前 年				
4～6月	7～9月	10～12月	1月～3月	計
9人	5人	0人	372人	386人
8人	12人	0人	81人	101人
5人	0人	0人	14人	19人
15人	144人	1人	1596人	1756人
37人	161人	1人	2063人	2262人

家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」ハンドブックについて

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」ハンドブックについて

- 1 名 称 かなざわ い〜8 (わ〜) アクション
- 2 目 的 多忙な保護者や、地域で子供と関わる大人を対象に、指針の周知を図るとともに、その実践と継続をサポートする。
- 3 内 容 「安心感」と「共感」をキーワードとし、保護者の家庭教育や子育てに関する身近なエピソードについて、指針に沿って掲載
- ・あるある体験 (イラスト・テキスト)
 - ・お悩みQ&A
 - ・3コマ漫画
 - ・子育て応援情報 等
- 子供の発達段階に応じ、2種類 (小中学生保護者向け、幼児保護者向け) 制作
- 4 配 付 令和5年4月以降、小中学校入学式や1歳6か月健診の機会に保護者へ配付
※「家庭教育サイト」よりダウンロード可能
- 5 制 作 家庭教育8つのすすめハンドブック制作委員会
- 会長 米川 祥子 (金城大学短期大学部幼児教育学科 教授)
- 委員 金谷 由久 (かなざわ父親ねっと 代表)
- 杉本 貴洋 (かなざわ地域学校協働連絡会 地域コーディネーター)
- 高松 知佳子 (金沢市福祉健康局健康政策課 保健師)
- 滝口 圭子 (金沢大学人間社会研究域学校教育系 教授)
- 水島 栄美子 (NPO法人子育て支援はぐはぐそのままがいいよ 理事長)
- 宮崎 恭子 (金沢市児童館児童厚生員会 会長)
- 渡辺 恵 (金沢市PTA協議会 副会長)

出張図書館モデル事業の廃止及び自動車文庫事業の拡充等について

令和5年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

出張図書館モデル事業の廃止及び自動車文庫事業の拡充等について

令和2年10月から実施している出張図書館モデル事業の実施状況等を踏まえ、当該事業を廃止するが、ショッピングセンター2箇所を自動車文庫事業の巡回ステーションに組み入れ、地域住民の読書環境の充実につなげる。

1 出張図書館モデル事業の実施状況

①事業概要 近隣に市立図書館、自動車文庫巡回ステーションがない地域において、月2回、図書の貸出・返却を出張して実施

②利用実績

開催1回あたり平均 (令和3年4月～令和5年1月末)

施設	来場者数	利用冊数(冊)	新規登録	予約者*数	来場者の特徴
イオン金沢店	30 人	90 冊	0.5 人	0.9 人	近隣の60歳以上の方に加え、若い人や遠方からの利用もあり
イオンもりの里店	22 人	44 冊	0.7 人	1.0 人	
安原公民館	6 人	22 冊	0.1 人	0.5 人	近隣の60歳以上の方
犀川公民館	13 人	43 冊	0.5 人	2.2 人	

*図書館蔵書を次回以降に受け取る予約手続きをした者

2 自動車文庫事業の拡充等について

①事業概要 小説・実用書や絵本などを載せた移動図書館車が市内のステーションを巡回し(月1～2回)、図書館と同等のサービスを提供

②拡充内容 モデル事業のうちショッピングセンター2箇所は、今後も多くの利用者が見込め、新規利用者の獲得にもつながることから、自動車文庫の巡回ステーションに組み入れ、より充実した図書館サービスを提供する。

持参資料数の増 約500冊(モデル事業) ⇒ 約3,500冊(新刊本、雑誌など幅広いジャンルが提供可能)

※これによりステーション数は2箇所増えるが、新県立図書館の至近にある1箇所を今年度で廃止するため、1箇所増の合計34箇所となる。

③その他 公民館2箇所のうち犀川公民館については、代替として利用者の需要が高い予約本の受付・受け取り及び図書返却について、引き続き、月2回図書館職員が出張し対応を行う。

令和4年度 金沢市立工業高等学校の卒業生進路状況

令和5年3月16日現在

卒業生	就職希望者		進学希望者		その他
238人	132人 (55.5%)		104人 (43.7%)		2人 (0.8%)
	うち就職内定者 132人 (100.0%)		うち合格者 104人 (100.0%)		家事手伝いなど
	県内 113人 (85.6%)	県外 19人 (14.4%)			

主な就職先

民間：澁谷工業、別川製作所、伸晃化学、北陸電気工事、アサヒ装設、EIZO、金沢村田製作所、高田産業、トランテックス、白山機工、ホクショー、北菱電興、北陸電力、米沢電気工事、ICCサービスセンター、アール・ビー・コントロールズ、石川建設工業、石川製作所、石野製作所、イスルギ、大竹電機、金沢エナジー、共和電機工業、小松ウォールアイティ、小松製作所、酒井工業、ジャパンディスプレイ、住友林業ホームエンジニアリング、第一電機工業、高松機械工業、玉家建設、東芝エレベータ、東振精機、中村留精密工業、日海不二サッシ、ビーケープラス、ベローズ久世、ホクショー、ほくつう、北都組、北陸通信ネットワーク、北陸電気保安協会、真柄建設、松井建設、三菱電機ビルソリューションズ、三菱ふそうトラック・バス、明翫組、

西日本旅客鉄道、アイシン、鹿島道路、京セラ、熊谷組、大鉄工業、デンソー、豊田自動織機、トヨタ自動車、中日本高速道路、中日本高速道路ハイウェイ・メンテナンス、中日本ハイウェイ・エンジニアリング

など 県内83社
県外12社

公務員：国土交通省北陸地方整備局、国土交通省北陸信越運輸局、石川県警察

主な進学先

国公立：富山大学、静岡大学、公立小松大学、岐阜市立女子短期大学

私立：金沢工業大学、金沢星稜大学、金沢学院大学、北陸大学、金城大学

駿河台大学、大阪電気通信大学、大阪産業大学、専修大学、中部大学、日本大学、福井工業大学、早稲田大学、

など 42校

1. 資格取得

・エネルギー管理士	1名	・電気主任技術者 第3種	1名
・機械加工技能士(普通旋盤作業) 2級	2名	・機械加工技能士(普通旋盤作業) 3級	2名
・電子機器組立て技能士 3級	25名	・危険物取扱者 乙種第1～6類	10名
・電気工事士 第1種	22名	・電気工事士 第2種	38名
・ガス溶接技能講習終了	79名	・ITパスポート試験	3名
・JIS Z3801 アーク溶接試験	3名	・JIS 溶接技能者評価試験 半自動	4名
・建築施工管理技術者検定 2級	20名	・土木施工管理技術検定 2級	27名
・技能検定(建築大工) 2級	4名	・技能検定(建築大工) 3級	18名
・技能検定(機械検査作業) 3級	3名	・技能検定(配電盤・制御盤組立て作業) 3級	3名
・電気工事施工管理技術検定 2級	2名	・初級CAD検定	40名
・情報技術検定 2級	33名	・情報技術検定 3級	172名
・秘書技能検定 2級	1名	・秘書技能検定 3級	3名
・計算技術検定 2級	1名	・計算技術検定 3級	199名
・パソコン利用技術検定 2級	1名	・実用英語技能検定 準2級	2名
・実用数学技能検定 2級	1名	・実用数学技能検定 準2級	1名

◎ジュニアマイスター顕彰制度(全国工業高等学校長協会主催)

協会理事長賞(※) 2名 特別表彰 6名 ゴールド 13名(特別表彰を含む) シルバー 13名

※特別表彰者の中で特に顕著な成績を収めた者を表彰するもので、今年度の全国受賞者12名中、本校生徒2名が初受賞

2. 部活動

[9月]

- ・北信越高等学校水球競技新人大会 優勝
- ・高校生ものづくりコンテスト北信越大会 測量部門 優勝

[12月]

- ・全日本ユース(U15)水球競技選手権大会(桃太郎カップ) 男子2位(石川県選抜)

[1月]

- ・全国高等学校選抜バドミントン大会北信越予選 個人男子シングルス3位
- ・北信越ジュニア(U17)水球競技選手権大会 優勝
- ・高校生水球競技大会 優勝

資 料

議案第4～9号

令和5年3月 教育委員会規則関係議案

議案第 4 号	金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について	1
議案第 5 号	金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について	4
議案第 6 号	金沢市教育委員会公印規則の一部改正について	10
議案第 7 号	金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則制定について	13
議案第 8 号	金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則及び 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について	15
議案第 9 号	金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則制定について	21

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について

第8類第2章

改正理由

金沢市学校設置条例の一部改正（令和4年9月20日公布、令和5年4月1日施行）に伴い、西部共同調理場及び東部共同調理場による学校給食の対象校を一部改める。

改正内容

- 1 西部共同調理場 長町中学校を追加
- 2 東部共同調理場 朝霧台小学校及び長町中学校芳齋分校を追加
小將町中学校を削除

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食西部共同調理場の項中「高尾台中学校」を「高尾台中学校 長町中学校」に改め、同表金沢市学校給食東部共同調理場の項中「犀川小学校」を「犀川小学校 朝霧台小学校」に、「小將町中学校」を「長町中学校芳齋分校」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）新旧対照表

改正案	現 行																																				
○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則 昭和47年9月1日 教育委員会規則第5号	○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則 昭和47年9月1日 教育委員会規則第5号																																				
第1条 金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）に規定する学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食の対象は、次に掲げる学校に在学する児童・生徒とする。	第1条 金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）に規定する学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食の対象は、次に掲げる学校に在学する児童・生徒とする。																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同調理場名</th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金沢市学校給食森本共同調理場</td> <td>森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食栗崎共同調理場</td> <td>栗崎小学校 浅野川小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食小立野共同調理場</td> <td>小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食扇台共同調理場</td> <td>扇台小学校 額小学校 四十万小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食鞍月共同調理場</td> <td>鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食西南部共同調理場</td> <td>西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食米泉共同調理場</td> <td>米泉小学校 中村町小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食泉野共同調理場</td> <td>泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場名	学校名	金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校	金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校	金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校	金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校	金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校	金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校	金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校	金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同調理場名</th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金沢市学校給食森本共同調理場</td> <td>森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食栗崎共同調理場</td> <td>栗崎小学校 浅野川小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食小立野共同調理場</td> <td>小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食扇台共同調理場</td> <td>扇台小学校 額小学校 四十万小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食鞍月共同調理場</td> <td>鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食西南部共同調理場</td> <td>西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食米泉共同調理場</td> <td>米泉小学校 中村町小学校</td> </tr> <tr> <td>金沢市学校給食泉野共同調理場</td> <td>泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場名	学校名	金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校	金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校	金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校	金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校	金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校	金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校	金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校	金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校
共同調理場名	学校名																																				
金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校																																				
金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校																																				
金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校																																				
金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校																																				
金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校																																				
金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校																																				
金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校																																				
金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校																																				
共同調理場名	学校名																																				
金沢市学校給食森本共同調理場	森本小学校 医王山小学校 花園小学校 不動寺小学校 三谷小学校 医王山中学校																																				
金沢市学校給食栗崎共同調理場	栗崎小学校 浅野川小学校																																				
金沢市学校給食小立野共同調理場	小立野小学校 犀桜小学校 南小立野小学校 湯涌小学校 芝原中学校																																				
金沢市学校給食扇台共同調理場	扇台小学校 額小学校 四十万小学校																																				
金沢市学校給食鞍月共同調理場	鞍月小学校 長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 大浦小学校 西小学校																																				
金沢市学校給食西南部共同調理場	西南部小学校 米丸小学校 押野小学校 三和小学校																																				
金沢市学校給食米泉共同調理場	米泉小学校 中村町小学校																																				
金沢市学校給食泉野共同調理場	泉野小学校 泉小学校 十一屋小学校 長坂台小学校 内川小学校 内川中学校																																				

金沢市学校給食緑共同調理場	緑小学校 木曳野小学校 金石町小学校 安原小学校 大野町小学校
金沢市学校給食中央共同調理場	中央小学校 中央小学校芳齋分校 明成小学校 馬場小学校 森山町小学校 浅野町小学校 戸板小学校 新神田小学校
金沢市学校給食西部共同調理場	高岡中学校 泉中学校 清泉中学校 高尾台中学校 <u>長町中学校</u> 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食北部共同調理場	浅野川中学校 鳴和中学校 北鳴中学校 長田中学校 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食東部共同調理場	田上小学校 兼六小学校 小坂小学校 夕日寺小学校 犀川小学校 <u>朝霧台小学校</u> 杜の里小学校 兼六中学校 野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校 <u>長町中学校芳齋分校</u> 犀生中学校

第2条 共同調理場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 献立作成及び栄養衛生の管理に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 調理に関すること。
- (4) 輸送に関すること。
- (5) 施設及び設備の管理に関すること。
- (6) その他給食に関すること。

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

金沢市学校給食緑共同調理場	緑小学校 木曳野小学校 金石町小学校 安原小学校 大野町小学校
金沢市学校給食中央共同調理場	中央小学校 中央小学校芳齋分校 明成小学校 馬場小学校 森山町小学校 浅野町小学校 戸板小学校 新神田小学校
金沢市学校給食西部共同調理場	高岡中学校 泉中学校 清泉中学校 高尾台中学校 _____ 西南部中学校 緑中学校 額中学校
金沢市学校給食北部共同調理場	浅野川中学校 鳴和中学校 北鳴中学校 長田中学校 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食東部共同調理場	田上小学校 兼六小学校 小坂小学校 夕日寺小学校 犀川小学校 _____ 杜の里小学校 兼六中学校 野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校 <u>小将町中学校</u> _____ 犀生中学校

第2条 共同調理場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 献立作成及び栄養衛生の管理に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 調理に関すること。
- (4) 輸送に関すること。
- (5) 施設及び設備の管理に関すること。
- (6) その他給食に関すること。

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

係の名称統一に伴う変更

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表及び第4条第1項の表中「図書館総務係」を「総務係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案			現行		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>		
事務局等	課等	係	事務局等	課等	係
事務局	教育総務課 教育施設等整備室 学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室 生涯学習課 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係 学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 デジタル・学力向上係 家庭教育係 地域教育係 総務係	事務局	教育総務課 教育施設等整備室 学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室 生涯学習課 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係 学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 デジタル・学力向上係 家庭教育係 地域教育係 図書館総務係
教育プラザ	学校教育センター	教育相談係 研修係	教育プラザ	学校教育センター	教育相談係 研修係
<p>2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。</p>			<p>2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。</p>		

（教育次長等の職務）

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

- 2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。
- 3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

（事務局の各課等の分掌事務）

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の收受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項
	学校事務係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項

（教育次長等の職務）

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

- 2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。
- 3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

（事務局の各課等の分掌事務）

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の收受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項
	学校事務係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

		<ul style="list-style-type: none"> 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項 			<ul style="list-style-type: none"> 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項 	
	学校給食係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項 		学校給食係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項 	
	教育施設等整備室	<ul style="list-style-type: none"> 1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項 		教育施設等整備室	<ul style="list-style-type: none"> 1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項 	
学校職員課	学校職員係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校職員等の人事及びサービスに関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項 		学校職員課	学校職員係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校職員等の人事及びサービスに関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項 		学校指導課	企画庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
	小学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 小学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項 			小学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 小学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
	中学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を 			中学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を

		除く。） イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
	デジタル・学力向上係	1 小学校及び中学校の学習に関する次に掲げる事項 ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 イ 情報システムの運用管理に関する事項 2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
	生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項
生涯学習課	家庭教育係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 家庭教育の振興に関する事項 5 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 6 社会教育委員に関する事項 7 市民憲章に関する事項 8 他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）
	中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項
	キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項

		除く。） イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
	デジタル・学力向上係	1 小学校及び中学校の学習に関する次に掲げる事項 ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 イ 情報システムの運用管理に関する事項 2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
	生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項
生涯学習課	家庭教育係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 家庭教育の振興に関する事項 5 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 6 社会教育委員に関する事項 7 市民憲章に関する事項 8 他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）
	中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項
	キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項

		4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
図書館総務課	総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項

		4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
図書館総務課	図書館総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館		1 金沢市図書館規則に定める事項

2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

事務局等・課等・係		分掌事務
教育プラザ		1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター	教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項

2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

事務局等・課等・係		分掌事務
教育プラザ		1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター	教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項

金沢市教育委員会公印規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

現在の印刷技術の状況に鑑み、印影印刷における電子印影に関する規定を整理する。

改正内容

第7条を削る。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市教育委員会印</p> <p>(2) 金沢市教育委員会教育長印</p> <p>(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印</p> <p>(4) 金沢市中央公民館長印</p> <p>(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印</p> <p>(6) 金沢市立玉川図書館長印</p> <p>(7) 金沢市立泉野図書館長印</p> <p>(8) 金沢市立玉川こども図書館長印</p> <p>(9) 金沢市立金沢海みらい図書館長印</p> <p>(10) 金沢市立工業高等学校印</p> <p>(11) 金沢市立工業高等学校長印</p> <p>(12) 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</p> <p>(13) 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</p> <p>(14) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印</p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条 公印の保管及び使用については管守者が責任をもって行わねばならない。</p> <p>第4条 公印を登録し、必要な事項を整理するため、教育総務課に公印台帳（別記様式）を置く。</p>	<p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市教育委員会印</p> <p>(2) 金沢市教育委員会教育長印</p> <p>(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印</p> <p>(4) 金沢市中央公民館長印</p> <p>(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印</p> <p>(6) 金沢市立玉川図書館長印</p> <p>(7) 金沢市立泉野図書館長印</p> <p>(8) 金沢市立玉川こども図書館長印</p> <p>(9) 金沢市立金沢海みらい図書館長印</p> <p>(10) 金沢市立工業高等学校印</p> <p>(11) 金沢市立工業高等学校長印</p> <p>(12) 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</p> <p>(13) 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</p> <p>(14) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印</p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条 公印の保管及び使用については管守者が責任をもって行わねばならない。</p> <p>第4条 公印を登録し、必要な事項を整理するため、教育総務課に公印台帳（別記様式）を置く。</p>

第5条 公印を押印しようとする者は、押印を必要とする文書及び決裁文書を管守者に提示し、当該管守者の承認を得た後に押印しなければならない。

第6条 事務処理の便宜上、公印の印影を印刷することが適当であると認められる文書については、その公印の印影を当該文書とともに印刷して公印の押印に替えることができる。この場合において、印影の寸法を拡大し、又は縮小して印刷することができる。

2 前項の規定により印影を印刷しようとするときは、教育総務課長に合議するものとする。

（削る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

第5条 公印を押印しようとする者は、押印を必要とする文書及び決裁文書を管守者に提示し、当該管守者の承認を得た後に押印しなければならない。

第6条 事務処理の便宜上、公印の印影を印刷することが適当であると認められる文書については、その公印の印影を当該文書とともに印刷して公印の押印に替えることができる。この場合において、印影の寸法を拡大し、又は縮小して印刷することができる。

2 前項の規定により印影を印刷しようとするときは、教育総務課長に合議するものとする。

第7条 電子計算組織を利用して入学期日の通知等の事務を行う場合において、特に必要があると認められるときは、電子計算組織に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を印刷し、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により電子印影を印刷し、公印の押印に代えようとするときは、教育総務課長に合議するものとする。

3 第1項に規定する処理をする場合は、印影の改ざんその他不正使用を防止するため、電子印影を適正に管理しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則制定について

制定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年5月19日公布、関係部分は令和5年4月1日施行）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、金沢市教育委員会におけるこれらの施行に関し、必要な事項を定める。

制定内容

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、市長部局の例によるものとする。

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）の施行については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年規則第 号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則 対比表

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則	(参考) 金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則 (平成3年教育委員会規則第8号)	
制定案	改正案	現行
<p>○金沢市教育委員会における<u>個人情報の保護に関する法律</u>施行規則</p> <p>金沢市教育委員会における<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号）及び<u>金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例</u>（令和5年条例第 号）の施行については、<u>金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則</u>（令和5年規則第 号）の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○金沢市教育委員会における<u>金沢市情報公開に関する条例</u>施行規則</p> <p>金沢市教育委員会における<u>金沢市情報公開に関する条例</u>（平成3年条例第2号）の施行については、<u>金沢市情報公開に関する条例施行規則</u>（平成3年規則第44号）の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>2 金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。</p> <p>[次のよう略]</p>	<p>○金沢市教育委員会における<u>金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例</u>施行規則</p> <p>金沢市教育委員会における<u>金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例</u>（平成3年条例第2号）の施行については、<u>金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則</u>（平成3年規則第44号）の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>2 金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。</p> <p>[次のよう略]</p>

金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則
及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について

第8類第1章第2節

第8類第1章第1節

改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年5月19日公布、関係部分は令和5年4月1日施行）に伴う金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

改正内容

1 金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正（第1条関係）

引用条例等の名称の改正

（これに伴い、個人情報の保護に係る事項については、別途制定予定）

2 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正（第2条関係）

引用条例等の名称の改正

金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則
及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市教育委員会における金沢市情報公開に関する条例施行規則

本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

(金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）」を「金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(第1条関係) 金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則 (平成3年教育委員会規則第8号) 新旧対照表

改正案	現行
<p>○金沢市教育委員会における金沢市情報公開_____に関する 条例施行規則</p> <p>金沢市教育委員会における<u>金沢市情報公開</u> _____ <u>に関する条例</u> (平成3年条例第2号) の施行については、<u>金沢市情報公開</u> <u>に関する条例施行規則</u> (平成3年規則第44号) の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>2 金沢市教育委員会事務決裁規則 (昭和60年教育委員会規則第8号) の一部 を次のように改正する。</p> <p>[次のよう略]</p>	<p>○金沢市教育委員会における金沢市情報公開<u>及び個人情報保護</u>に関する 条例施行規則</p> <p>金沢市教育委員会における<u>金沢市情報公開及び個人情報保護</u>に関する<u>条例</u> (平成3年条例第2号) の施行については、<u>金沢市情報公開及び個人情報保護</u> <u>に関する条例施行規則</u> (平成3年規則第44号) の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>2 金沢市教育委員会事務決裁規則 (昭和60年教育委員会規則第8号) の一部 を次のように改正する。</p> <p>[次のよう略]</p>

(第2条関係) 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則 (平成12年教育委員会規則第4号) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項及び第25条第1項の規定に基づき、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会の会議において議決を受けるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政に関する一般方針を定めること。</p> <p>(2) 学校、公民館その他の教育機関(金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例(平成20年条例第1号)本則第1号アからウまでに掲げる教育機関を除く。)の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 教育課程の編成の基本方針を定めること。</p> <p>(4) 教科用図書採択及び準教科書の承認に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の人事の内申及び市立工業高等学校の教職員の人事について基本方針を定めること。</p> <p>(6) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(7) 県費負担教職員のサービスの監督の基本方針を定めること。</p> <p>(8) 事務局(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)第1条に規定する事務局をいう。)及び市立工業高等学校の職員(県費負担教職員を除く。次号及び次条第1項第1号において「事務局等の職員」という。)のうち課長以上の職員(課長以上の職に相当する職にある職員を含む。)の任免に関すること。</p> <p>(9) 事務局等の職員の懲戒に関すること。</p> <p>(10) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出るこ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項及び第25条第1項の規定に基づき、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会の会議において議決を受けるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政に関する一般方針を定めること。</p> <p>(2) 学校、公民館その他の教育機関(金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例(平成20年条例第1号)本則第1号アからウまでに掲げる教育機関を除く。)の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 教育課程の編成の基本方針を定めること。</p> <p>(4) 教科用図書採択及び準教科書の承認に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の人事の内申及び市立工業高等学校の教職員の人事について基本方針を定めること。</p> <p>(6) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(7) 県費負担教職員のサービスの監督の基本方針を定めること。</p> <p>(8) 事務局(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)第1条に規定する事務局をいう。)及び市立工業高等学校の職員(県費負担教職員を除く。次号及び次条第1項第1号において「事務局等の職員」という。)のうち課長以上の職員(課長以上の職に相当する職にある職員を含む。)の任免に関すること。</p> <p>(9) 事務局等の職員の懲戒に関すること。</p> <p>(10) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出るこ</p>

と。

- (12) 法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。
- (13) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の基本方針を定めること。
- (14) 通学区域を定め、又はこれを変更すること。
- (15) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告に関すること。
- (16) 教育委員会が行った処分等に対する審査請求に係る教育委員会の裁決に関すること。

(教育長専決事項)

第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。

- (1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。）。
- (2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。
- (4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関すること。
- (5) 学級編制に関すること。
- (6) 金沢市情報公開 に関する条例（平成3年条例第2号）並びに個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金沢市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）の規定に基づく教育委員会所管の行政情報の公開等に関すること。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項若しくは第15項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関すること。
- (8) 告示、公告その他の公示に関すること（前条第14号に掲げる事項を除く。）。

と。

- (12) 法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。
- (13) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の基本方針を定めること。
- (14) 通学区域を定め、又はこれを変更すること。
- (15) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告に関すること。
- (16) 教育委員会が行った処分等に対する審査請求に係る教育委員会の裁決に関すること。

(教育長専決事項)

第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。

- (1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。）。
- (2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。
- (4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関すること。
- (5) 学級編制に関すること。
- (6) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の 規定に基づ
く教育委員会所管の行政情報の公開等に関すること。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項若しくは第15項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関すること。
- (8) 告示、公告その他の公示に関すること（前条第14号に掲げる事項を除く。）。

(9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関すること。

(10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。

(事務の委任)

第4条 教育委員会は、第2条及び前条第1項に規定する事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、特に重要と認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。

(教育長の職務の委任)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する場合において、同項に規定する教育長の職務を行う委員は、同項に規定する職務（教育委員会の会議を主宰する職務を除く。）を教育次長に委任するものとする。

2 第3条第2項及び前条第2項の規定は、前項に規定する場合において準用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関すること。

(10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。

(事務の委任)

第4条 教育委員会は、第2条及び前条第1項に規定する事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、特に重要と認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。

(教育長の職務の委任)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する場合において、同項に規定する教育長の職務を行う委員は、同項に規定する職務（教育委員会の会議を主宰する職務を除く。）を教育次長に委任するものとする。

2 第3条第2項及び前条第2項の規定は、前項に規定する場合において準用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則制定について

制定理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の規定により文部科学大臣が定める指針に基づき、金沢市教育委員会が行う金沢市立学校に勤務する同法第2条第2項に規定する教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する事項について、必要な事項を定める。

制定内容

教育職員の業務の量の適切な管理のため、業務を行う時間等の上限の範囲を規定

- (1) 業務の上限時間の原則を規定
- (2) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合における業務の上限時間を規定

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条の規定により文部科学大臣が定める指針（以下「指針」という。）に基づき、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う金沢市立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する事項について定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資する

ことを目的とする。

(教育職員の業務の量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月

(4) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置に関する事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則 対比表

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則（案）	石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則（令和四年石川県教育委員会規則第五号）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条の規定により文部科学大臣が定める指針（以下「指針」という。）に基づき、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う金沢市立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する事項について定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。</p> <p>（教育職員の業務の量の適切な管理）</p> <p>第2条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。</p> <p>(1) 1か月について45時間</p> <p>(2) 1年について360時間</p> <p>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。</p> <p>(1) 1か月について100時間未満</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条の規定により文部科学大臣が定める指針（以下「指針」という。）に基づき、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う石川県立学校に勤務する法第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する事項について定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。</p> <p>（教育職員の業務の量の適切な管理）</p> <p>第二条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。</p> <p>一 一箇月について四十五時間</p> <p>二 一年について三百六十時間</p> <p>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。</p> <p>一 一箇月について百時間未満</p>

<p>(2) 1年について720時間</p> <p>(3) 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月</p> <p>(4) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置に関する事項については、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>二 一年について七百二十時間</p> <p>三 一年のうち一箇月において四十五時間を超える月数について六箇月</p> <p>四 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間</p> <p>(委任)</p> <p>第三条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置に関する事項については、教育長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>
--	---

金沢子どもを育む行動計画 2023

行動計画 2023 策定の趣旨

策定の目的について

金沢市では、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（以下「条例」といいます。）」を制定し、子どもたちを市民みんなで育てていくことをめざしています。

条例では、子どもの育成に関し、金沢コミュニティ（条例第2条）を形成する家庭・地域・企業・学校・行政等のすべてが子どもの育成に責任を有することを認識し、その役割に応じて主体的に子どもの育成にかかわっていくとともに、相互に連携し協力することをはじめ、子どもの人格を尊重し、子どもが憲法や子どもの権利条約に規定されているさまざまな権利を有していることを認識して、自ら考え判断し行動する力や、健やかで思いやりのある心などを持つ子どもを育てること、大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることから一人ひとりが自らの行動を省みることを基本理念として、子どもの育成に関わる大人の責務や基本的な施策、推進体制等を定めています。

この条例に基づき、大人が共通の理念と目標を持って、具体的にどのような行動をしていくべきなのかをまとめたものが、「金沢子どもを育む行動計画」です。

行動計画はその計画期間を5年として平成15年3月に初めての計画を策定してから、これまで3回の改訂を行ってきました。そしてこのたび、時代の変化に対応した内容とするとともに、家庭・地域・企業・学校・行政それぞれが子どもを育てる当事者として大人の責務を自覚し、連携協力して未来を担う子どもたちを幸せに、そして健やかに育てていくことをめざし、**第五次**の計画となる「金沢子どもを育む行動計画 2023（以下「新計画」といいます。）」を策定しました。

行動計画 2023 の基本的な考え方等について

新計画は、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、条例に基づいて設置した「金沢子どもを育む行動推進委員会」での検討を経て策定したものです。金沢コミュニティを形成する家庭・地域・企業・学校の行動については「行動指針」、行政については「行動計画」という形で表しています。

このたびの改訂にあたっては、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、**（1）全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供（2）誰一人取り残すことなく健やかな成長を支援し、多様なウェルビーイング*の実現という基本方針のもと、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭や、家庭を中心とした地域社会、企業、学校等の大人一人ひとりが責任を自覚し子どもとの関わりを深め、具体的に行動するといった子どもを育む大人の責任の明確化を図りました。**

加えて、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るという共通目的の下、家庭、地域、企業、学校等の更なる連携・協力を推進するとともに、「金沢市教育行政大綱」等の基本理念や各種施設等との効果的な連携を図っています。

今後は、「金沢子どもを育む行動推進委員会」による委員会全体としての取り組みの他、ハンドブックの作成・配布や、金沢かがやき発信講座等を活用しての講座開催、ホームページや広報番組を通じた周知などを通じて、行動計画の普及、啓発に努力するとともに、その内容を総合的に推進していきます。

* ウェルビーイング・・・身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

家庭・地域・企業

家庭を例にとると、家庭で取り組むべき具体的な行動の項目のうち、各家庭でどの項目から取り組むかということは、各家庭がそれぞれ決めていくべきものと考えます。

また、一つ一つの家庭で考え方が異なり、家庭の状況も様々であるため、家庭で取り組むべき事項を、全家庭が一斉に、かつ、計画的に取り組むべき「計画」という形で定めることは適当でないと思われます。いくつかの選択肢の中から、それぞれの家庭で選んだ項目について、それぞれの家庭で取り組んでいくことが実態に即しており、また自主的に取り組むことが何よりも大切です。以上のことは、地域や企業でも同様です。

よって、家庭・地域・企業については、各家庭、各地域、各企業がそれぞれの状況に応じて選択して取り組んでいく事項の例示を「行動指針」として表しています。

学校

学校が主体的に取り組んでいく事項の例示を「行動指針」として表しました。各学校は、具体的な行動の取り組み例を参考にしながら、取り組むべき方向性や基本的な視点に沿って実践していきます。

行政

市の取り組み事項を体系化した「行動計画」として表しています。

また、家庭・地域・企業・学校の行動指針に沿った取り組みを促し、支援するための具体的な取り組み事項も明示しています。

○新計画の計画期間は、**2023**年度から**2027**年度までの5年間です。
(イメージ)

金沢子どもを育む行動計画		金沢子どもを育む行動推進委員会	
		<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の検討 ・施策を総合的に推進 	
金沢子ども条例			
基本理念			
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもの育成に責任があることを認識し、主体的に子どもの育成に関わる</u> ● <u>共通認識を持ち、相互に連携し、協力して子どもを育てる</u> ● <u>子どもの人格を尊重し、子どもが様々な権利を有していることを認識する</u> ● 「自ら考え、判断し、行動する力」「健やかで思いやりのある心」「金沢を愛する心」「社会の一員としての責任感」「世界に通ずる広い視野と豊かな国際感覚」を持つ子どもを育てる ● <u>大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、一人ひとりが自らの行動を省みる</u> 			
大人の責務			
家庭	地域	企業	学校
<ul style="list-style-type: none"> ★子どもの育成に最も大きな責任を負う ★愛情を持って子どもに接する ★基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにする ★干渉を控える一方、放任とならないよう家庭内のコミュニケーションを大切にする 	<ul style="list-style-type: none"> ★子どもの育成のために住民や関係団体がお互いに協力する ★子どもの地域行事への参加や社会体験活動など地域での子どもの育成活動を積極的に進める ★子どもの見守りや声かけなどを通して子どもとの関わりを深める 	<ul style="list-style-type: none"> ★企業で働く保護者が子どもとの関わりを深めることができるよう配慮する ★子どもの職場体験活動の受け入れなどへの協力を努める 	<ul style="list-style-type: none"> ★幼稚園・保育所・認定こども園 集団の中での遊び等を通して基礎的な社会性を育む ★小学校・中学校等 社会性、基礎学力、自ら学び、考える力などを子どもが身に付けることができるようにする
行政	<ul style="list-style-type: none"> ★家庭、地域、企業、学校、行政等が一体となって子どもの育成を推進するための施策を実施する ★家庭、地域、企業、学校等の連携・協力のための調整を行う 		

具体的な行動

子どもの幸せと健やかな成長

1 家庭の行動指針

家庭の責務（子ども条例第4条より）	取りまとめの観点
<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにしながら、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。 ● 保護者は、基本理念にのっとり、成長段階に応じて子どもとの適切な距離を保ちながら、家庭内における意思の疎通を図るよう努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭において、「家庭の役割・大人の役割についてあらためて考える」ことを呼びかけるものとします。 ② 各家庭がそれぞれの家庭の事情に応じて適宜選択・活用して取り組むことができる具体的な行動等を示し、考えるきっかけとします。 ③ 大人が子どもを一方向的に「教える」「身に付けさせる」という発想ではなく、家族が「ともに学び成長」し、「社会で生きる力を培う」という視点を基本とします。

	方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 子どもを理解する	① 子どもの成長について知り、考えよう	持ち続けよう 子どもとともに 学ぶ姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ● 社会の変化に伴い、これまで家庭や地域社会で培われてきた子育てについての知識や経験が受け継がれにくくなっています。まず、家族が子育てについて積極的に学び、子どもの成長に関心を持つなど、子どもからの学びや気づきを大切にしよう。 ● 子どもが人としての基本的な資質や能力を身に付けられるよう、家族で子育てについて十分話し合い、それぞれの役割について考えよう。 ● 子どもの自己肯定感が高まるような声かけや接し方を心がけよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てセミナーや講座、学校行事や懇談会等に参加して子育て仲間をつくり、子育てに関する情報を積極的に集める。 ○ 子育ての経験者からアドバイスをもらい、子育てに活かす。 ○ 子育ての悩みについて、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を適切に活用するなど、身近に相談できる人や場所の情報を集め、気軽に相談してみる。 ○ 子どもと向き合い、ふれあい、子どもの話を聞き、子どもの成長段階に合わせた子育てを心がける。 ○ 常に子どもの言動を気にかけて、愛情を持って接する。 など
	② 家庭内のコミュニケーションを大切にしよう	声かけよう 笑顔であいさつ 朝一番 <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーションはお互いを知るための基本です。あいさつはコミュニケーションの基礎です。家族がお互いにあいさつを交わす習慣を付けよう。 ● 子どもの夢や希望、職業、将来などについて語り合おう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに「おはよう」や「おやすみ」などの声かけを積極的に行う。 ○ 家庭の問題をみんなで話し合い、家族の「絆」を強める。 ○ 子育てと仕事を両立できる環境をつくるために家族全員が協力し合う。 ○ 余裕と遊び心をもって、明るく楽しい雰囲気の家づくりを目指す。 など
	③ 子どもと関わる機会を大切にしよう	創ろう あたたかい家族のふれあい <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと関わる機会や家族の団らんを大切にし、お互いを理解し合えるような会話を持とう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休日は子どもとともに出かけたり、ゆっくり会話できる時間を持つ。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで食事をする機会を大切にする。 ・子どもの興味や関心事を通して積極的にコミュニケーションを図ることを意識する。 ○ SNSを活用して家庭の話題を共有するなど、工夫して関わる機会を持つ。 など
2 家族で共に学ぶ	① 基本的な生活習慣を身に付けよう	育もう 子どもの健康「早寝 早起き 朝ごはん」 <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの健やかな成長のためには、十分な睡眠と正しい食習慣、生活のリズムを整えることなどが大切です。基本的な生活習慣を身に付けるために、家族みんなで取り組もう。 ● 子どもが自立し家族の一員としての自覚と責任を持つよう、家庭での役割を持たせよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身に付けてほしい生活習慣について、子どもと話し合う。 ○ 親子ともども成長していくため、学びの時間を確保し、習慣付ける。 ○ 大人がお手本となって、家族全員が規則正しい生活を送る。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで生活リズムを整え、早寝早起き朝ごはんを心がける。 ・家族みんなで食の大切さを学び、栄養のバランスのとれた食事に心がける。 など
	② 家庭のルール・社会のルールを身につけよう	きちんと守ろう 社会のルール 大人が手本 <ul style="list-style-type: none"> ● 家族で話し合った約束事をお互いが守ることを通して、自分を律し、ルールを重んじる心を育てよう。 ● 子どもの発達に応じて、守るべきルールを大人が自らの行動を通じて丁寧に伝えよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や社会のルールについて話し合い、大人が率先して行動し家族みんながルールを守ることを習慣付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族みんながスマートフォン、インターネット等のモラルや危険性について理解を深めるとともに、使い方のルールを決め、親も子どもと一緒にルールを守る。 ・ゲーム等の時間を決めるなど、遊び・学びのルールを子どもと一緒に決め、家庭学習の習慣を付ける。 ○ 正しい情報を得るスキルを身に付ける。 ○ デジタルネイティブ世代の子どもと一緒に学ぶ姿勢を大事にする。 など
	③ デジタル技術を一緒に学び、家庭での適切な使い方を考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信技術は便利になる一方、様々な問題が生じることがあります。家族みんなで情報活用について学び、身に付けよう。 	
3 社会で生きる力を培う	① 自主性・自立性を身に付けよう	支えよう 子どもの夢と可能性 <ul style="list-style-type: none"> ● 多くの人とのつながりと出会いの中でこそ、大人も子どもも成長できます。感動する心を育て、個性を育むため、子どもの関心事を大切にし、意欲を伸ばす機会をつくろう。 ● 変化の激しい社会をたくましく生きるために、子どもが自ら考え、行動できる姿勢を身に付けられるようサポートしよう。 ● 子どもの安全を守るために、子どもが自分自身で考え、判断する能力を養おう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事、ボランティア活動等に、家族で進んで参加する。 ○ 絵本の読み聞かせをし、読書の習慣を付ける。 ○ 家事等を子どもと共にやり、子どもに家庭の一員であることを自覚させる。 ○ 部屋の清掃や花壇の水やりなど家の手伝いを通じて、子どもに仕事を任せる。 ○ 子どもが自分で考え、自分で行動する気持ちを大切にし、子どもの夢を応援し、子どもの努力を積極的に評価する など
	② 子どもの人権・多様性の尊重の意識を高めよう	大切にしよう 思いやりの心 すべての命 伝えよう 心のかもった「ありがとう」 <ul style="list-style-type: none"> ● 各個人が尊重され、「かけがえのない存在」であることを日々実感できるようにし、思いやりの心を育もう。 ● 子どもも人格を持つ一人の人間として認識し、お互いの価値観を認め合おう。 ● 学校（幼稚園・保育所・認定こども園含む）等での学ぶ機会を有効に活用しよう。 ● 子どもの良いところを褒めて育て、自己肯定感の醸成に努めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誠実さ・思いやり・尊敬・感謝・相手を認める心を大切にする。 ○ 子どもと親が自分に自信を持ち、自分の良さを肯定する気持ちを培うため、互いに認め合い、信頼する気持ちを大切にする。 ○ 学校などで開催される講座や講演会に積極的に参加する。 ○ ゴミの分別やこまめな節電など、日常生活での実践を通して、地域や地球の環境を守ることの大切さを話し合う。 ○ 多様性やジェンダー平等など、SDGsについて家庭でも学び実行しよう。 ○ 子どもが持つ権利について学び話し合う機会を持とう。 など

2 地域の行動指針

地域の責務（子ども条例第5条より）	取りまとめの観点
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の住民等は、基本理念にのっとり、健やかな子どもの育成に地域の主体的なかかわりが果たす役割の大切さを認識し、地域の住民等の高い連帯意識を生かし、又は培いながら、子どもの育成のために相互に連携し、及び協力して、地域の伝統行事等への子どもの参加に関する活動、ボランティア活動をはじめとする社会体験活動その他の地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。 ● 地域の住民等は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、かつ、子どもへの声かけ等を行うことを通して、子どもとのかかわりを深めるよう努めるとともに、社会的な決まりに反し、又は他人に迷惑を及ぼすような子どもの行動に対しては、これを改めるよう注意と指導をするなど、地域全体としての取組を行うよう努めるものとする。 	<p>① 地域の活動は、各々の状況に応じて工夫をしながら行われるべきものであり、一定の活動規範を一律的に適用することは、本来の地域活動を推進するうえで、適切ではないという考え方を基本とします。</p> <p>② 地域で子どもを育てる意識の向上や、家庭、地域、学校等の連携促進により、地域教育力の向上、ひいては地域コミュニティの活性化を目指すこととします。</p>

	方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 みんなが もっと つながる	① 大人同士が顔の見える関係づくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人同士が学び合うことを通して、お互いに顔の見える関係を築こう。 ● 世代等を問わず子どもを持つ保護者が一緒に集まって話をしよう。 ● 子育て卒業の大人に、もっと子どもに関心を持ってもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館や子育ての先輩による相談事業へ参加し、アドバイスをもらう。 ○ P T A ・ 育友会や地域活動等に参加し、保護者や住民との情報交流を図る。 ○ 郷土料理教室や昔ながらの遊びなどの多世代が参加しやすい行事を企画し、参加を促す。 ○ 地域のイベントなど、人が集まる機会をとらえて子育て体験を学び合う場を設定する。 ○ 「顔なじみ」となることで何かあった際に頼れる存在になる。 など
	② 地域の子ども・親たちと交流しよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人」と「情報」のたまり場をつくろう。 ● 地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の合同集会」を開こう。 ● 地域に、大人と子どもによる「遊びのクラブ」を設けよう。 ● 地域のスポーツ・文化活動を通して大人と子どもの交流を充実していこう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校など学校施設を活用し、大きな行事は地域・学校をあげて実施する。 ○ 地域行事等について子どもと大人が話し合い、その結果を地域の活動に反映させる。 ○ 行事の後に親睦会を行うなど、次の行事開催につながる機会をつくる。 ○ グラウンドゴルフやもちつき大会など、子どもから高齢者まで、地域みんなで楽しめる行事を開催し、三世代交流を推進する。 ○ 手作りの遊びなど、実体験で子どもと大人と一緒に楽しむ機会を設定する。 ○ 地域のスポーツ大会など、親子で体験できる行事への参加を促進する。 など
	③ 「家庭」と「家庭」の交流を深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 顔見知りの輪を広げよう。 ● 地域交流の楽しさをアピールして交流の輪を広げよう。 ● 地域の絆を大切にしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ バザー、文化祭等への積極的参加を呼びかける。（子どもが集えば大人が集う） ○ 行事、集会等での転入者紹介、歓迎タイムなどの工夫をする。 ○ 地域の人と積極的にあいさつを交わしたり、自宅周辺の除雪を行うなど日常生活の中での連帯協力を実践する。 など
2 大人と 子どもが 互いに 知り合う	① 子どもの意見・考えを知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の行事などについて子どもが話し合った意見を聞き、考えを取り入れよう。 ● 子どもが持つ権利を守るため、意見や考えを把握するよう努めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P T A ・ 育友会や児童館、公民館など、地域の団体が連携し、地域の大人たちと子どもたちが語りあう機会づくりをする。 ○ 子どもの考え方や子どもの話題に関心を持つ。 など
	② 子どもと大人が共に育とう	<ul style="list-style-type: none"> ● 中高生が子どものまとめ役となりながら、一緒に知恵を出し合おう。 ● 大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談にのろう。 ● 地域の教育力を高めるため、大人も子どもと共に学習しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの悩み、困りごとに耳を傾け、子どもの目線でふれあう機会をつくる。（中高生はサポート役に、時には大人が子どもに教わることも大切） ○ 講演、集会等様々な機会を得た新しい情報や考え方を、子どもとの関わりに活用する。 ○ 地域の活動に、子どもも中心的な役割を担ってもらおう。 など
3 地域 コミュニ ティを 活性化 する	① 地域全体で 子育て を見守っていこう	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが安心・安全に過ごせる地域づくりを進めよう。 ● 地域に、子育て情報の集積や活動の連携をサポートするための場をつくろう。 ● 地域全体を「学びの場」と捉え、地域の子どもは地域で育てるという意識を醸成し、実践していこう。 ● ボランティア団体等との相互の連携を強めていこう。 ● 地域学習や体験活動を通して、社会で生きる力を培おう。 ● 地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動（「地域学校協働活動」）に参加しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子どもの日常の過ごし方や様子に気を配る。 ○ 子どもの何気ない取り組みや気持ちに寄り添い見守る。 ○ 地域の大人が通学路に立ってあいさつや声かけを行うなど、子どもの登下校を見守るとともに、子どもの登下校の時間に買い物や散歩をする。 ○ 公園・広場の見回りや交通安全運動等のキャンペーン、通学路等において児童生徒の見守り活動を行う「子ども見守りボランティア」などへ参加する。 ○ 地域活動の核である公民館を中心に、地域の各種団体等との連携を進める。 ○ 学校と協働で実施する防災訓練や学校周辺の地域について学ぶ郷土学習などの地域学校協働活動に参加する。 など
	② 大人は子どもの手本となり社会のルールはみんなで守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 共に生きるための地域や家庭でのルール、マナーを大人と子どもで学び、実践しよう。 ● 多くの人との交流の中で社会のマナーを身につけられるよう、地域の行事へ子どもと参加しよう。 ● 子どもは地域の「宝」。みんなで育てる意識を持とう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標づくりは、子ども、大人双方の意見でつくる。 ○ 全市一斉美化清掃等に親子で参加するなど、グッドマナー、地域美化活動等を推進する。 ○ 「家庭の行動指針」の実践活動を推進する。 など
	③ 地域の 未来の担い手 を育成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。 ● 地域の良さを再認識し、自分たちの地域に愛着と誇りを持つとともに、転入してきた住民がいち早くとけこめる気運を醸成しよう。 ● 地域活動の指導者や地域住民が相談できる人材を養成していこう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行事やイベントで、プランナー、スタッフ等の経験を積ませる。 ○ 地域の活動を行う際には、大人とともに子どもにも先導役の経験を積ませる。 ○ 各分野の経験者などの知識を吸収し、地域の指導者のレベル向上を図る。 ○ 地域交流の場を設けるなど、地域の指導者の活動が継続される仕組みを作る。 ○ 地域の新たな発見のきっかけとなるイベントなどを開催する。 など

3 企業の行動指針

企業の責務（子ども条例第7条より）		取りまとめの観点	
<ul style="list-style-type: none"> 企業は、基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭と企業とのかかわりや子どもの豊かな社会性を育むことについての企業の役割の大切さを認識し、企業で働く保護者がその子どものかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域の住民等、学校等が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> ① 企業は、業種や規模などにより、業務内容や従業員の勤務態様などが異なるため、ここでは、すべての企業がすべての事項に取り組むことを求めるものではなく、企業ごとに選択して取り組んでいく事項を示すこととします。 ② 各企業の行動を促進するために、経済団体や協同組合など企業の団体も対象とします。 ③ 子どもの育成に果たす企業の役割について、改めて認識を深めるとともに、家庭、地域、学校や行政との協力・協働関係の構築につながるものとして示します。 	
	方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 家庭と ともに	① 職場全体で 子育てしやすい 環境を作ろう	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が子育てや子どもの教育など、子どもとふれあう時間を持つために、長時間労働など働き方を見直し、休暇取得や定時帰宅、テレワークやフレックスタイム制など柔軟な働き方ができる職場づくりを経営者が率先して進めよう。 子どもの運動会や発表会、誕生日等には、保護者の休暇の取得に配慮しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政の出前講座等を利用し、ワークライフバランスや子どもの育成に関する企業内研修を実施する。 ○ 育児休暇、看護休暇など子どもに関わる福利厚生制度の向上と年次有給休暇の確実な取得を図るとともに積極的に利用できるよう上司・同僚・みんなが理解を深め職場環境を整えよう。 <ul style="list-style-type: none"> ・週に1回はノー残業デーを設けるなど、早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間を持てるような職場づくりをする。 ・授業参観や通知表渡し等の学校行事に参加できるような職場づくりをする。 ・「入学式」「卒業式」や「子どもの誕生日」などの記念日には、子どもと一緒に過ごせるよう、メモリアル休暇などの制度を作り、取得を奨励する。
	① 企業の役割について 認識を深めよう	<ul style="list-style-type: none"> 社会全体で子どもを育てていく必要性和その中で企業が果たす役割の大きさについて認識を深めよう。 ワーク・ライフ・バランスの趣旨を理解し、従業員が家庭における子育てや地域への行事に参加しやすい職場となるよう努めよう。 子どもの夢を積極的に応援しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内の組織（親睦会や互助会など）として、子どもの育成に貢献する活動や家族単位で参加できる行事などを開催する。 ○ 休暇を取得しやすい環境の整備を図るなど、従業員がPTA・育友会や町会の活動に参加することを支援する。 ○ 一般事業主行動計画に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備など、ワークライフバランスの推進や子育て支援を図る。 ○ 企業同士が相互に連携し、仕事と子育てを両立できるための環境の整備とその拡大に努める。 ○ コンテストやコンクールなどのイベントを通して、子どもの夢を支援する。 ○ 働きやすい職場を作ることによって優秀な人材の確保や企業価値向上につながることを認識する。 ○ 子育て世代、経営者、同僚それぞれに制度や権利について学ぶ研修を実施する。
2 地域と ともに	① 地域との関わりを 深めよう	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子どもたちの見守りに心がけ、安心安全な地域づくりに積極的に努めよう。 地域社会の一員として、地域や学校と連携し子どもを育てよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝の登校時間帯に社屋前等の清掃をしてあいさつを交わしたり、夕方早めに社屋前等の電灯を点灯するなどして、通学の安全を見守る。 ○ 商工会・商店街などが実施する子どもを対象にした活動や地域のイベントに積極的に参加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域が行う子どものための活動に対して、所有施設等を開放する。 ・地域安全パトロールなど、子ども見守りボランティア活動に積極的に協力する。 ・地域と企業が連携した、イベントや体験事業などの地域活動を企画する。 ○ 企業として地域活動への参加を奨励するなど、従業員が、地域の行事に参加しやすいような配慮を行う。 ○ 企業のホームページに地域・学校との活動内容を掲載したり、地域、学校ホームページのリンクを設定して、地域活動への参加をアピールする。
	② NPOや 青少年育成団体への 支援に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> 地域の青少年健全育成事業や各種スポーツ、文化活動への従業員の参加を奨励しよう。 子どもの育成に関する活動を行っているNPOや青少年育成団体の情報収集、活動支援を行おう。 企業とNPO、青少年育成団体がそれぞれの専門的知識を活かして、子どもを育てよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の専門性を活かして、NPO、青少年育成団体のイベントに物的・人的支援を行う。 ○ 運営役員に参画するなど、NPOや青少年育成団体に積極的に関わる従業員の活動を促す。
3 学校・ 行政と ともに	① 学校との関わりを 深め、教育活動を 支援しよう	<ul style="list-style-type: none"> 学校に企業のことを知ってもらい、学校との関わりを深めよう。 子どもの職場体験、見学会や説明会等の受け入れに積極的に応じよう。 保育体験のような育児に自ら携わる体験への参加を奨励しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場体験を受け入れる。 ○ 従業員の子どもに、仕事の内容や企業がどのように社会に貢献しているか説明会を行う。 ○ 学校等からの講師派遣依頼に協力するなど、学校と企業が連携したイベントや体験事業などを行う。 ○ 学校（幼稚園・保育所・認定こども園含む）や行政等が主催する父親向け講座への参加を促進する。
	② 学校・行政との 情報交換に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> 学校・行政が行う子どもの育成に関する取組の情報収集に努めよう。 仕事と子育てを両立するための取組事例などを学校・行政に情報発信しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや学校の現状を知り、学校とともにできる活動を探る。 ○ 学校や行政との連携を密にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や行政との連絡会を持つ。 ・学校や行政と合同で子どもに関する研修会を開催する。 ・行政と連携し、仕事と子育てを両立するための具体的な取組事例集などを作成し、ホームページなどに掲載する。

4 学校の行動指針

学校の責務（子ども条例第6条より）	取りまとめの観点
<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校、中学校その他の義務教育諸学校は、基本理念にのっとり、集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力等を子どもが心身の発達に応じて身に付けることができるようにするものとする。 ● 幼稚園及び保育所は、基本理念にのっとり、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助長するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 小学校、中学校の役割について「生きる力」である確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むため、6つの視点を基本とします。 ② 幼稚園・保育所・認定こども園の役割について、小学校以降の生活や学習の基盤となる「生きる力」の基礎を育てるという視点を基本とします。

	方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 小学校・ 中学校	① 確かな学力の向上を図ります	● 学習指導要領を踏まえ、特色ある教育課程の充実を図ります。	○ 金沢ベーシックカリキュラムを基準に、「特色ある学習内容」を充実させ、学校独自の教育課程を編成・実施する。 ○ 金沢ふるさと学習においては、学校の実情や地域の実態に応じて扱う素材を選択するとともに、指導資料に示した身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成できるよう教育課程を充実する。 ○ 長期休業や週休日等を活用し、学校の特色を生かした魅力ある教育活動を工夫する。
		● 「金沢型学習スタイル」に基づき、学習指導の工夫と改善に努め、確かな学力の定着を図ります。	○ 学校全体で「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実に努め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。 ○ 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習に努めるとともに、言語活動（聞く・話す・書くなど）の充実に努める。 ○ 学習の見通しを持たせたり、学習した内容を振り返ったりすることで学習意欲の向上や学習内容の確実な定着に努める。 ○ 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。 ○ 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上を図る。
		● 学びの土台として、小中学校の連携を深め、系統的・連続的な教育を実践します。	○ 9年間の発達段階に応じた学習習慣や学習規律の定着に努める。 ○ 中学校区の小中学校が相互に授業参観する機会を計画的に設定し、それぞれのよさを生かした授業改善を推進する。 ○ 副読本や機器等を活用し、小中一貫英語教育を推進する。
		● 予測困難な時代に対応する多様な教育や共生社会の実現を図ります。	○ 特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能の強化を図るとともに、保護者や外部の関係機関等との連携を進め、校内支援体制の充実に努める。 ○ 「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を通して、子ども一人一人の教育的ニーズの把握や指導法等について保護者との共通理解を図るとともに、支援の内容や方法等の改善・充実を図る。 ○ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるために、保護者との合意形成を図りながら合理的配慮を行う。 ○ 学校図書館の蔵書の充実に努める。 ○ 学校司書による支援や市立図書館との協力体制を強化することにより、授業での学校図書館の活用を推進する。
	② 豊かな心と社会性を育成します	● 集団生活を充実し、よりよい人間関係の確立を図るとともに、社会のきまりを守り社会的に自立できるよう、自己肯定感・規範意識を育みます。	○ 誰もが安心できる学校づくりに向け、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携を推進するなど、いじめ防止対策の強化を図る。 ○ 小中学校9年間を見通した生徒指導の充実を図る。 ○ 教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する。 ○ 子どもの権利等の理解促進を図るとともに、学校教育活動全般を通して、人権尊重の精神を培うため、人権教育の取組の改善・充実を推進する。 ○ 自立した一人の人間として他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。
		● 奉仕活動やボランティア活動等の体験活動や、キャリア教育の充実を図ります。	○ 「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら、金沢「絆」活動に取り組む。 ○ 特別活動や総合的な学習の時間等において、自己の目標や生き方に目を向けたり、職業や進路に関わる体験的な活動を行う。 ○ 「キャリア・パスポート」を活用し、学ぶことと将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成する取り組みを推進する。 ○ 児童生徒が自分の性格や興味、能力・適性等についての理解を深められるよう進路指導の充実を図る。
		● 金沢の自然や伝統・文化にふれるなど体験的な学習の充実を図ります。	○ 総合的な学習の時間等における取組を「金沢SDGs」の視点で点検・再評価し、金沢の伝統や文化、自然、歴史、食、偉人等に関する教育を充実する。 ○ 金沢の文化や伝統芸能とふれあう機会、金沢の偉人ゆかりの地や文化施設を見学する機会を設ける。 ○ 中学校における文化活動の活性化や持続可能な文化活動の運営体制を整備するため、文化芸術団体との連携・協力を図る。
	③ 健康な体づくりを推進します	● 健康や体力に関心を持ち、自ら進んで健康づくりや体力づくりを実践できるよう、教育活動を工夫します。 ● 健康・安全教育の充実を図ります。	○ 学校教育活動全体を通して体力の向上及び心身の健康の保持増進を促進する。 ○ 子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、運動部活動の地域連携、スポーツ関係団体との連携・協力を図る。 ○ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育、食育、歯・口の健康、心の健康などの今日的な健康課題について、「金沢市健康教育推進プラン」に基づき、積極的に取り組む。 ○ 授業における養護教諭等の参画を進め、指導を充実する。 ○ 教職員の健康教育スキルの向上と児童生徒の健康行動の習慣化を培うため、家庭、地域との連携・協働に取り組む。
	④ 信頼される学校づくりを推進します	● 教職員と保護者、地域住民が共に学校の教育活動をつくるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携・協働を推進します。	○ 保護者や地域住民が指導者や支援者として、授業や行事などへ多面的に参加・参画できるようにする。 ○ 学校経営や授業等についての保護者、地域住民からの評価を学校経営に生かす。 ○ 学校運営協議会を通して、保護者や地域住民から教育課程や学校経営計画等について意見を求め、学校運営に反映させる。 ○ 保護者や地域住民の生涯学習活動に、教員の専門性を生かし積極的に関わる。
	⑤ 教職員としての資質向上に努めます	● 教職員は、積極的に自己研鑽に努め、指導力の向上を図ります。 ● 教職員の働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間の確保を図り、効果的な教育活動に努めます。	○ 教職員一人一人の課題に応じた研修を計画的に行う。 ○ 教科指導を中心に教員の授業実践力の向上に努める。 ○ キャリアステージに応じた研修に努め、校内研修会などで成果を還元する。 ○ 諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上をめざし、校内研修の充実を図る。 ○ 各学校において、校内OJT体制を構築し、若手教員の育成に努める。 ○ 「GIGAスクール構想」の実現に向け、ICT活用に係る研修を充実させ、ICT活用指導力の向上を図る。
⑥ 責任ある学校経営を推進します	● 組織的な学校経営に努め、学校の安全管理を徹底します。 ● 学校評価の結果を学校経営に生かすとともに、情報公開を進めます。	○ 人事評価制度を通して、教職員の学校運営への参画意識を高める。 ○ 危機管理マニュアルを活用しながら、防災教育を推進し、事件・事故・災害から児童生徒の生命の確保に努める。 ○ 学校だよりやホームページなどにより、積極的に学校の情報を公開する。 ○ 評価サイクルにより経営計画を見直し、具現化のための方策を探り改善につなげる。	
2 幼稚園・ 保育所・ 認定 こども園	① 生きる力の基礎を育てます	● 日々の保育が遊び等を通じて学びとなることを理解し、子どもの心と身体の成長、社会性を育みます。 ● 地域の子育ての拠点として、保護者を支援する取り組みや様々な交流活動を進めます。 ● 保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを進めます。	○ 様々な環境や遊び体験から、自立心や人とのかかわる力を育む。 ○ 地域行事の参加や公共施設の訪問等を通じ、地域の方々との交流を図りながら、地域社会の文化を学び、ルールを身に付ける。 ○ 行事への親子参加や未就園児親子教室、保育体験等を活用し、親子のふれあいを深め、親として成長できる支援を行うとともに、将来親となる世代の子育てする力を育む。 ○ 教育プラザや幼稚園・保育所・認定こども園相互の連携を図り、保育者の資質向上や小学校教育との円滑な接続を図る。

5 行政の行動計画

行政の責務（子ども条例第8条より）

- 市は、基本理念にのっとり、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するための施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 市は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、企業等における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

1 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援

保護者は、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うものですが、近年は、家庭の教育力の低下が懸念されており、また、核家族化等が進み、孤立感を抱えながら子育てをしている保護者も少なくありません。市は、こうした家庭での子育てを支える取り組みとして、家庭教育の充実や子育て家庭への支援などを行っていきます。

1. 家庭教育の推進

- ◇ 家庭教育力の向上をめざし、より多くの保護者に学習の機会を提供する
- ◇ 家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」をはじめとする家庭教育に役立つ情報等を提供する
- ◇ 男女共同参画に関する講演会の開催など男女共同参画の意識を高める機会を提供する
- ◇ 人権に関する講演会の開催など人権尊重の意識を高める機会を提供する

2. 子育て支援

(1) 子育てに関する情報交換等の場の提供

- ◇ 中核的な施設を利用した金沢こども広場を充実する
- ◇ 学校、公民館、児童館等を利用した子育てサロンの設置を拡大する
- ◇ 子育てに不安を抱える親を支援する

(2) 子育て相談の充実

- ◇ 教育プラザで乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う（ワンストップサービス）
- ◇ 福祉健康センターで食習慣・健康づくり等に関する相談・指導を充実する
- ◇ 保健師や助産師が乳児及びその保護者を対象に訪問指導を行う
- ◇ 保健師が地域の子育てサロン等に出向き、妊婦や乳幼児の保護者の相談に応じる
- ◇ 5歳児就学前発達相談を行う
- ◇ LGBTについて、本人、家族、教員などからの相談に応じる

(3) 子どもの豊かな遊びの場の充実

- ◇ 地域の自主性を最大限尊重しながら、新たな児童館や児童クラブなどを設けていく

(4) 子育て夢ステーション事業の充実

- ◇ 幼稚園、保育所、認定こども園、児童館等を身近な地域拠点と位置付け、子育て支援機能の充実を図る

3. 親子共同体験の機会の提供

- ◇ 身近な自然や環境に親子でふれあい、親子で楽しむことができるイベントなどを開催する
- ◇ 親子のふれあいのきっかけづくりとなるよう文化・スポーツ施設の利用券を配布する
- ◇ 親子で農業についての体験学習の機会を提供する
- ◇ 金沢食育キッズマイスターの育成などを通して、子ども、親子を対象に、食に関する正しい知識と判断力を身に付けるとともに、食文化への理解を深め、家庭における食育推進を図る

4. 虐待の防止

- ◇ 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図るなど、虐待通告への対応を充実する
- ◇ 要保護児童対策地域協議会（金沢こども見守りネットワーク）を定期的に開催する
- ◇ 児童虐待防止を推進するため、NPO法人など市民団体との協働によるワークショップ等を開催する
- ◇ 「こども家庭支援センター金沢」において、電話相談や訪問相談など様々な取り組みを進める
- ◇ 女性相談支援室において、児童面前DVを防ぐため、児童相談所との連携を図る。

5. 配慮を必要とする家庭への支援の充実

- ◇ 教育プラザで乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う（ワンストップサービス）[再掲]
- ◇ 教育プラザで発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う
- ◇ 経済的に困っている家庭の子どもに関する相談体制の充実や、ひとり親家庭への相談支援を行う
- ◇ SNSやAIチャットボットを活用し、ひとり親家庭への情報発信を強化する

2 子どもの育成に関する地域の活動への支援

金沢は、小学校の通学区域（校下）を中心とした地域のコミュニティ（結びつき）の中で、子どもを育むことができる土壌があります。また、地域ぐるみで子どもを育む活動は、新しいコミュニティづくりに大きな役割を果たすこととなります。市は、地域で子どもを育む取り組みがさらに広がり、充実した活動が展開されていくよう、様々な支援を行っていきます。

1. 地域で子どもを育てる意識づくりへの支援

- ◇ 子どもの見守りに関する地域活動を支援する

- ◇ 生活・学習支援ボランティアを派遣し、子どもに対して学習支援・相談・遊びなどの活動を行う
- ◇ 地域の中で子育てや家庭教育に関するアドバイスができる人材を養成する
- ◇ 子どもの居場所づくりを総合的に支援するため、子ども食堂の新規開設や学習支援の運営を補助する。

2. 地域コミュニティ活動への支援

- ◇ 緑の少年団など地域主導の子どもの自主活動を奨励する
- ◇ 子どもと大人のための遊びや学び、体験できる活動の情報を提供する
- ◇ 地域の大人と子どもが交流する場や機会の提供、子どもの異年齢交流の活動に対する支援などを行う
- ◇ シニア世代が自らの知恵・技術を子どもたちに教えるための機会を提供する
- ◇ 近隣市町、交流都市等の子どもたちとの交流・親睦を深める場や機会の提供、活動を行う団体に対する支援などを行う
- ◇ 公民館を訪れるきっかけづくりや親同士のつながり、家庭教育の場として公民館におけるイベントを支援する

3. 学校、家庭、地域の連携促進による協力体制の推進

- ◇ スポーツ・伝統文化に関する活動など地域の特色を生かしながら、地域社会全体で子どもを育てる拠点として学校施設を活用するための施設開放を推進する
- ◇ 地域ぐるみでの家庭教育を支援するため、地域学校協働活動を実施するなど、地域・家庭・学校の協働による連携体制を構築する

3 学校教育等の充実

小学校・中学校は、集団生活を通して、確かな学力とともに、思いやりや自律心、規範意識等の社会性を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにする場所です。その学校を設置する市や教育委員会は、こうした「人間力」の醸成を目指し、学校教育を充実させる様々な取り組みを進めていきます。

その一つとして教育委員会では、令和3年3月に金沢市学校教育振興基本計画を改定しました。明日を切り拓くための大切な「心」と「力」を子どもたちに身に付けさせるために、金沢市学校教育振興基本計画に基づく取り組みを着実に実践していきます。

なお、幼稚園、保育所、認定こども園は、小学校に入る前の子どもを育てる場所として、大切な役割を担っており、市では、別に策定した「かなざわ子育て夢プラン」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園のさらなる充実を図っていきます。

1. 豊かな人間性を育む教育の推進

- ◇ 「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践と「金沢『絆』活動」を推進する
- ◇ 感謝や思いやりなどの豊かな心に加え、自律心、公德心や規範意識などの育成を充実する
- ◇ 人権や多様性について啓発する
- ◇ LGBTについて、本人、家族、教員などからの相談に応じる[再掲]
- ◇ いじめや不登校、問題行動などについて、未然防止、早期発見・早期解決に取り組む体制及び支援を充実する
- ◇ 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援の充実を図る
- ◇ 生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、中学校部活動の地域移行に取り組む。

2. 確かな学力を育む教育の推進

- ◇ 全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた教育課程「金沢ベーシックカリキュラム」に基づく、各学校の特色ある学習内容と学校独自の教育課程編成を支援する
- ◇ 主体的・対話的で深い学びや、分かる喜び・できる喜びのある学習、好ましい人間関係に基づく学習を重視した学習方法「金沢型学習スタイル」を推進する
- ◇ 学力調査などで明らかになった状況をもとに学力の向上を図る
- ◇ 少人数授業など個に応じたきめ細かな指導の充実を図る
- ◇ 様々な学習活動において、思考力、表現力、判断力などの育成や言語活動の充実を図る

3. 健康や体力を育む教育の推進

- ◇ 「金沢市健康教育推進プラン」に基づき、健康教育を推進する
- ◇ 医師会、歯科医師会、薬剤師会などの専門機関との連携を深める
- ◇ 学校教育活動全体を通して、体力の向上及び心身の健康の保持増進を促進する
- ◇ 学校給食の充実などを通じ地元食材や食文化への理解を深めるなど、食育を推進する

4. ふるさと金沢の個性を生かした教育の推進

- ◇ 各学校の行う「金沢ふるさと学習」を支援し、その充実を努める
- ◇ 子どもが伝統文化等にふれ、学び、発表する場や機会を提供する
- ◇ 金沢21世紀美術館と小中学校が連携した事業を展開する
- ◇ 災害時に子どもが適切な判断・行動ができるよう防災教育を充実する
- ◇ 「金沢SDGs」の視点で、金沢の伝統や文化、自然、歴史、食、偉人等に関する教育を充実する

5. 特別支援教育の充実

- ◇ 金沢市特別支援教育指針に基づき、多様なニーズに応じた特別支援教育を推進する
- ◇ 特別支援教育への相談・支援体制を充実する
- ◇ 特別支援教育担当教員の研修拠点である中央小学校芳齋分校及び長町中学校芳齋分校で、教員の専門性及び指導力向上を図る
- ◇ 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送ることができるよう、体制整備を図るとともに、学校に看護師等を派遣する

6. 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実

- ◇ 教育プラザで発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う[再掲]

- ◇ 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への**社会的自立に向けた支援の充実**を図る〔再掲〕
- ◇ 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図る

7. 家庭・地域と連携したひとつづくりの推進

- ◇ 保護者や地域住民への学校からの説明や意見交換の場であるスクールフォーラムを開催し、保護者や地域との連携を深める
- ◇ 保護者や地域住民の学校運営への参画を進めることを通して、地域とともにある学校づくりを推進する(コミュニティ・スクール)

8. 教職員の資質向上と教育環境の充実

- ◇ **諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上のための研修の充実を図る**
- ◇ 若手教職員育成のための研修など、**キャリアステージに応じた研修の充実**を図る
- ◇ 教科指導、生徒指導、学校づくりなど、教員に必要な資質向上のため、学校内OJTを支援する
- ◇ **「GIGAスクール構想」の実現に向け、オンライン研修等 ICT 活用に係る研修を充実させる**
- ◇ 教職員が本務に専念するための時間の確保に努める
- ◇ 学校での先進的な ICT 機器やパソコンの整備、学校図書館の充実を図る
- ◇ 学校の総合的な安全管理対策を充実する
- ◇ 学校施設の老朽化対策を推進する
- ◇ 教育環境の向上のため、学校規模の適正化の実現を目指す
- ◇ 保護者や地域、警察など関係機関と連携し、通学路の安全対策を充実する

4 子どもの育成への企業の関わりの促進

社会全体で子育てを進めていくうえで、企業の役割は、これまで以上に重要です。就労形態が多様化する中で、社員等がより子育てに関われるような雇用環境づくりに努めることが大切です。市は、子どもの育成について、企業の意識を高め、関わりを促進していく取り組みを進めていきます。

- ◇ 企業・学校・行政等が連携を深め、より多くの企業が子どもの育成についての認識を高めていくよう働きかけを行う
- ◇ 多くの企業がワークライフバランスを推進し、子育て支援できるよう働きかける
- ◇ **中小企業の男性育児休業取得を支援する**
- ◇ 子どもの職場体験等の機会を充実させると同時に、企業のスムーズな受け入れが進むよう働きかけを行う

5 子どもの育成に関する自主的な市民活動の促進

市民同士が集まり、子どもの育成に自主的に取り組むことは、社会全体で子どもを育むネットワークの広がりにつながります。

市は、こうした自発的な取り組みに支援を行っていきます。

- ◇ 市民グループから子育て支援等に関する企画を募集し、行政が連携してその取り組みを推進する
- ◇ 多様な世代が交流・活動できる場を設け、親子のふれあいを深めたり、育児中の保護者の交流を図る

6 子どもの体験活動の充実や自主的な活動への支援

自然体験活動、社会体験活動、国際交流活動等を通じて、年齢、世代、文化等を超えた人と人との交流の機会を子どもに提供することは、自ら考え、判断し、行動する力や健やかで思いやりのある心、さらには郷土金沢を愛する心を育むことなどにもつながります。

市は、様々な体験活動の充実や健全育成などを積極的に進めていくとともに、子どもの自主的な参加をさらに促していきます。

1. 読書活動の充実

- ◇ 「金沢子ども読書推進プラン 2019」に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進する
- ◇ 読書ダイアリーを活用し、家庭での親子の読書習慣づくりを支援する
- ◇ 読書活動推進のため、子どもたちを図書館に招待する
- ◇ 幼稚園教諭、保育士を対象にした絵本にふれることの大切さを学ぶための講座・研修を開催する
- ◇ 保護者と乳幼児が絵本を通じたふれあいを持つよう、絵本との出合いの機会を提供し、継続した読み聞かせ講座を行う
- ◇ 英語絵本の読み聞かせ等を行う教室を開講する
- ◇ 小中学校の図書館機能を支援するとともに、市立図書館と学校図書館の連携を促進する
- ◇ 全小中学校に配置された学校司書を活用し、読書環境の充実と読書活動の推進を図る

2. ふるさと金沢の個性を生かした教育の推進

- ◇ 野外キャンプなどを実施し、子どもが自然の中で集団生活を過ごすことができる機会を提供する
- ◇ 医王山山麓キゴ山の豊かな自然とふれあう様々な体験活動の機会を提供する

3. 社会体験活動、環境活動等の充実

- ◇ **金沢のものづくり魅力発見授業を開催する**
- ◇ **次世代のものづくり人材の探求心を向上させる**
- ◇ 小中学生を対象に、職業体験教室、工場見学、市立工業高等学校への体験入学等、ものづくり体験を提供する
- ◇ 職場体験等を通して乳幼児とふれあう機会を提供する
- ◇ ホタル生息調査やエコ体験講座など、環境に関する活動の機会を提供する
- ◇ 幼児・児童を対象とした交通安全教室を開催する

- ◇ 公共交通の利用を啓発し、環境に配慮した交通行動を推進する

4. 国際交流活動の充実

- ◇ 姉妹都市をはじめ海外の子どもとの交流を推進する
- ◇ 小中学校に国際交流員を派遣し、児童生徒の国際理解、異文化体験を深める
- ◇ 金沢ユネスコスクールにおける国内外との交流を生かした持続可能な開発のための教育を推進する〔再掲〕
- ◇ 世界の子どもたちとの交流を通じ、人材を育成する

5. 歴史・文化体験活動、美術・芸術活動等の充実

- ◇ 「加賀宝生子ども塾」など金沢の伝統文化を体験する機会を提供する
- ◇ 「子どもマイスタースクール」など伝統工芸の職人の技術を体験する機会を提供する
- ◇ 市民芸術村等を中心に舞台芸術を体験する機会を提供する
- ◇ 金沢美術工芸大学や金沢21世紀美術館等と連携し、美術や芸術に関する体験活動の機会の提供に努める
- ◇ 「ジュニアかなざわ検定」など金沢の歴史と文化を学び、理解を深める機会を提供する
- ◇ 金沢食育キッズマイスターの育成などを通して、子ども、親子を対象に、食に関する正しい知識と判断力を身に付けるとともに、食文化への理解を深め、家庭における食育推進を図る〔再掲〕
- ◇ **身近な地区児童館へ芸術家を派遣するなど、子どもたちの豊かな感性と情操、創造力の育成を図る**
- ◇ **中学生に芸術を鑑賞する機会を創出し、金沢の文化に理解を深めるとともに豊かな創造力を育む**

6. 情報通信技術（ICT）利活用環境等の充実

- ◇ 子どもの情報体験機会を充実する
- ◇ 情報モラル教育を推進する

7. スポーツ活動等の充実

- ◇ 大人も子どもも参加できるスポーツ大会やスポーツ講座を開催する
- ◇ スポーツを身近に感じてもらうために、地域密着型プロスポーツチームと連携する
- ◇ トップアスリート等を招き、小中学生を対象とした体験教室を開催する
- ◇ 総合型地域スポーツクラブと学校・地域との連携を推進する

8. 科学活動等の充実

- ◇ 「おもしろ科学実験・観察教室」「子ども科学スタジオ」など子ども科学財団での体験活動を充実する
- ◇ 宇宙航空研究開発機構（JAXA）や国立天文台との協定の締結による連携した活動や、幼児から大人まで幅広い層を対象とした「金沢宇宙塾」を通じ、宇宙教育活動を推進する

9. 防災教育の充実

- ◇ 災害時に子どもが適切な判断・行動ができるよう防災教育を充実する〔再掲〕
- ◇ 子ども消防クラブなど地域主導の子どもの自主活動を奨励する
- ◇ 子どもたちの「危機管理能力」を高めるため、「火災のこわさ・協力し合う大切さ」を学ぶ講座を開催する

7 子どもの育成のための総合的な相談・研修の充実・強化

教育プラザ富樫と教育プラザ此花の2拠点で、教育と福祉の一層の連携を押し進めます。

社会環境の変化に伴い、多様化・複雑化している子育てへの相談・支援体制を充実・強化し、乳幼児から中学生までの子どもたちの健全な育ちを一貫して推進していきます。

1. 地域の子どもの育成活動の支援

- ◇ 子どもの育成活動をリードする地域のリーダーを養成する
- ◇ 校区ごとの青少年健全育成活動を幅広く支援するとともに、地域の子どもの育成活動団体の活動をサポートする

2. 子育て総合相談・支援体制の充実・強化

- ◇ 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への**社会的自立に向けた支援の充実**を図る〔再掲〕
- ◇ 乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う（ワンストップサービス）〔再掲〕
- ◇ 発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う〔再掲〕
- ◇ 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図る〔再掲〕
- ◇ 要保護児童対策地域協議会（金沢こども見守りネットワーク）を定期的に開催する〔再掲〕

3. 教職員・保育職員研修の充実・強化

- ◇ 教育や保育の動向に対応できる研修を充実する
- ◇ 教職員や保育職員が自主的に行う研究等を支援するとともに、相互が交流する研修を実施する
- ◇ 若手教職員への研修、経験年数や役割に応じた研修の充実を図る
- ◇ 危機管理能力を向上するため、いじめや体罰に関する研修を強化する
- ◇ 子育て支援、乳幼児保育、幼保小連携研修等、幼稚園、保育所、認定こども園の一体的な研修を行う

8 金沢子ども週間の普及・啓発

金沢子ども週間 …… 毎年10月の第2日曜日から1週間

金沢子ども週間は、家庭、地域等での子どもとのふれあいを通して、子どもを育てる大人の役割の大切さをあらためて認識する期間です。

市は、こうした子ども週間の趣旨の普及・啓発に努めていきます。

- ◇ 金沢子どもを育む行動推進委員会や各種団体と連携し、行動計画及び子ども週間のPRを行う
- ◇ **家庭版「親の学び場」**、公民館研修会、企業内研修会等でPRを行う
- ◇ 子ども週間の趣旨を具体化するイベント（「金沢子ども週間「絆」フェア」）等を開催する